# 平成 27 年度 広島県職場環境実態調査

この調査は、女性の就業環境の改善、仕事と生活(家庭、介護など)の両立支援、働き方改革などの施策に反映することを目的に実施します。

御多忙のところお手数をおかけしますが、御協力の程よろしくお願いします。

# 【記入上の注意】

- この調査票は、広島県内に本社等がある事業所にお送りしています。回答については、事業主又は人事・労務担当責任者が回答していただきますようお願いします。
  - 会社以外の場合は、「貴社→貴法人、団体」「企業→法人、団体」等と読み替えてお答えください。
  - ・ 「 **I 企業等の基本情報」の質問**は,県内外を問わず本社・支店・営業所・工場・店舗など<u>企業全体の状況</u> <u>を記入</u>してください。
  - ・ 「Ⅱ 女性の就業環境」以降の質問は、<u>広島県内の事業所に限定した状況を記入</u>してください。
- この調査は、従業員が10人以上の企業等を対象にしています。 <u>従業員が10人未満の場合は、このページの「企業等の名称」「記入者の役職、氏名」「電話番号」のみを記入し</u> た上で、「企業等の規模」の「1 10人未満」に○をして、2ページ以降は回答せず、返送してください。
- 回答方法は、○印を付けていただくもの、枠内に該当する数字を記入していただくもの、簡単に記述していただくものがありますので、それぞれに応じてお答えください。
- 調査票に記載された事項については、統計処理し施策の目的以外には使用しませんので、ありのままを御記入ください。
- 回答の期限は、6月19日(金)ですので、それまでに次のいずれかの方法によりお送りください。
  - 同封の返信用封筒(切手不要)で郵送
  - FAX 082-222-5521
  - メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp (データ容量は、5MB以内でお願いします。)

【問合せ先】〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県 商工労働局 雇用労働政策課 労働福祉グループ(担当:中谷,北崎) 電話 082-513-3411

### 【調查票記入者】

企業等の名称			
所在地			
記入者の役職、氏名			
`声效 / <del>上</del>	電話	FAX	
連絡先	メールアト゛レス		

# I 企業等の基本情報(県内外を問わず本社・支店・営業所・工場・店舗など企業全体の状況を記入してください。)

事業内容 主要なもの一つに ○をしてください	1 建設業       4 情報通信業       7 金融業,保険業       10 宿泊業,飲食サービス業       13 医療,福祉	<ul> <li>2 製造業</li> <li>5 運輸業,郵便業</li> <li>8 不動産業,物品賃貸業</li> <li>11 生活関連サービス業,娯楽業</li> <li>14 複合サービス事業</li> </ul>	3 電気・ガス・熱供給・水道業 6 卸売業、小売業 9 学術研究,専門・技術サービス業 12 教育、学習支援業 15 サービス業(他に分類されないもの)
<b>企業等の規模</b> 該当する番号に ○をしてください	5 101~300 人 6 3 ※ 期間の定めなく雇用されている 期間の定めなく雇用されている労 ている者も含みます。)		4 50~100 人 その雇用期間が反復更新され、事実上 ,常時勤務して毎月給与の支払いを受け

# Ⅱ 女性の就業環境 (ここからは、広島県内の事業所に限定した状況を記入してください。) 1 女性の配置・昇進 問1 貴社では、女性を配置していない職種がありますか。 1 全ての職種に女性を配置している 2 女性を配置していない職種がある <u>「2 女性を配置していない」理由</u>は何ですか。該当するものを<u>全て</u>選んでください。 1 外部との折衝が多いから 2 外勤、出張が多いから 3 特殊な資格が必要だから 4 体力が必要だから 5 深夜労働があるから 6 残業が多いから 7 転勤があるから 8 女性が希望しないから 9 女性は家庭責任を担っているので補助的業務に配置する必要があるから 10 その他( 問2 貴社では、女性の昇進・昇格はどのようになっていますか。 男女とも同じ機会がある 2 女性は機会が少ない <u>「2 女性は機会が少ない」理由</u>は何ですか。主なものを<u>一つ</u>選んでください。 1 女性は勤続年数が短く、経験も浅い 2 女性に適当な職種・業務がない 3 女性が希望しないから 4 その他( 問3 役員と管理職(課長クラス以上の職)は、何人いますか。 ※ 管理職という位置付けがない場合は、0を記入してください。 区分 管理職数 役員数 全体人数 うち女性 問4 問3で「女性役員·管理職がO人」と回答された方にお聞きします。 登用されていない理由は何ですか。主なものを<u>二つまで</u>選んでください<u>。</u> 1 適当な職種、業務がないから 2 女性は勤続年数が短いから 3 保育所に入所できないことを理由に、退職してしまうから 4 仕事がきつく、女性には無理だと思うから 5 管理職に登用するのに十分な経験・能力を有する女性がいないから 6 女性が希望しないから 7 登用すると、職場の人間関係がうまくいかなくなるから 8 女性の業務が主として補助的業務であるから 9 会社(経営者)の方針だから 10 その他(\_\_\_\_\_ ..... 11 女性従業員がいない 女性のキャリア形成 問5 貴社では、女性の能力の発揮に当たって、どのようにして女性従業員の職業意識の向上を図っていますか。 該当するものを<u>全て</u>選んでください。 1 責任ある仕事を任せる 2 管理職への女性の登用 3 会議等への女性の出席機会の拡大 4 女性に対する教育訓練の充実 5 仕事と家庭の両立支援 6 仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う 7 女性リーダー制や女性プロジェクトチームの導入 8 自己啓発の促進 9 女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 問6 女性のキャリア形成(より高い専門的知識や能力を身につけること)について、どう思いますか。 1 進めた方が良い 2 できれば進めた方が良い 3 進めない方が良い 4 その他( 問7 問6で「1 進めた方が良い」又は「2 できれば進めた方が良い」と回答された方にお尋ねします。 その理由は何ですか。該当するものを<u>全て</u>選んでください。 1 会社にとってメリットがあるから必要 2 能力がある女性がやめてしまうのは損失であるから必要 3 経済の活性化など社会のため必要 4 女性の管理職登用のため必要 5 ダイバーシティ(多様性)を進めるため必要 6 その他(\_\_\_\_ 問8 問6で「3 進めない方が良い」と回答された方にお尋ねします。 その理由は何ですか。該当するものを全て選んでください。 1 女性が希望しないから 2 女性は家事や子育てを優先すべき 3 就業を継続しても、給与を上げることができない 4 就業継続を前提とした会社運営を考えていない

5 その他(<u>\_\_\_\_\_</u>\_\_\_

	1 女性管理職比率の公表の義務化       2 女性に対する意識啓発       3 事業主に対する意識啓発         4 男性に対する意識啓発       5 女性に対する教育訓練の充実       6 ロールモデル(模範,手本)の提示         7 仕事と家庭の両立支援       8 保育サービスの充実       9 女性の起業に対する支援         10 女性管理職比率の義務化       11 男性の育児休業取得の促進       12 表彰制度の創設         13 企業の取組の公表       14 法人税の軽減措置       15 公共事業の入札参加資格への優先的措置         16 目標達成企業への助成制度(財政的支援)       17 その他(         17 その他(       )
1 ワー いら 世	ーク・ライフ・バランスの取組  「ワーク・ライフ・バランスの取組 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」とは、老若男女だれもが、仕事、結婚・出産育児や介護、地域活動、個人の自己啓発とった様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。言い換えれば、性別やこどもの有無にかかわらず、労働者が働きなが、仕事以外の責任や要望を果たせる状態です。仕事と生活のどちらも充実することで、多様性に富んだ活力ある社会を創出していきます。個々の企業・組織にとって、ワーク・ライフ・バランスの取組は「単なるコスト」ではなく、人材の確保・定着、仕事への意欲と生産性の向上、事の効率化、多様なニーズへの対応、企業の競争力の向上といった、将来の成長・発展に繋がる「明日への投資」であり、経営戦略として重な柱です。
јај 10	
	と育児の両立 平成21年6月に育児・介護休業法が改正(平成22年6月施行)され、平成24年7月1日からは常時100人以下の労働者を雇用する事業主につい も適用対象となっています。 【仕事と育児の両立支援の概要〔改正後〕】 ○ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前は1歳)までの間に1年間、育児休業を取得可能とする(パッパ・ママ育休プラス) ○ 3歳までの子を養育する労働者について、「短時間勤務制度(1日6時間)の義務化」、「労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化 ○ 子の看護休時制度の拡充(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(従来どおり)、2人以上であれば年10日) ○ 出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能 ○ 法定時間外労働の制限(月241、年150日まで)、深夜業の免除など
問 11	貴社では、改正育児・介護休業法に基づく育児休業等など仕事と育児の両立支援について、労働協約、就業 別等に明文化していますか。  1 明文化している 2 していない
	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(過去 3 年間)に、従業員で出産・育児を理由に退職した はいましたか。 1 いた(退職者人) 2 いない
	<ul> <li>は株業について 貴社では、同法に基づく育児休業のほかに、独自の育児休業制度(上乗せ措置等)がありますか。</li> <li>1 ある 2 ない</li> <li>○ 期間 :子どもが 歳 か月になるまで</li> <li>○ 給与支給状況:ア 有給(一部支給を含む) イ 無給(雇用保険の育児休業給付のみを受給している場合を含む。)</li> <li>○ その他(</li> </ul>
	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(過去1年間)の,育児休業の対象者数と取得者数は何人ごしたか(男女別)。また,育児休業者が実際に取得した期間(法定の期間も含む)はどのくらいですか。 【対象者数】 ・ 男性の場合,1歳に満たない子(養子)を養育している,又は過去1年間に配偶者が出産した従業員の数・ 女性の場合,1歳に満たない子(養子)を養育している,又は過去1年間に出産した従業員の数 【取得者数】 ・ 育児休業開始予定の申出をしている従業員も対象者数に含む。 ・ 労働基準法65条に基づく産前・産後休業のみを取得した人を除く。

問9 女性の能力の発揮のために、どのような行政施策があれば良いと思いますか。該当するものを全て選んでく

ださい。

	上上台土火火	正治 北北								
区分	対象者数 (人)	取得者数 (人)	うち 取得期間が 1週間未満	1週間~ 1か月未満	1 か月~ 3 か月未満	3か月~ 6か月未満	6 か月~ 1 年未満	1年~ 2年未満	2年~ 3年未満	3年以上
男性										
女性										

	10 その他 (	)
問 16		
	1 利用率が低い 2 復職率が低い 4 (小装) 日 2 (小装) 日 2 (小装) 日 2 (小装) 日 3	
	3 休業中・復職後の能力維持が困難 4 代替要員の確保が困難 5 制度利用者が復職した後の代替要員の処遇 6 他の従業員の負担が増える	
	3 前及利用有が優職した後の代省委員の処題 0 他の促業員の負担が増える 7 企業の経済的負担が大きい(負担内容:	)
	8 その他(	
	性の育児休業の取得	
問 17		ノナナ
	※ 広島県では、男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に「いきいきパパの育休奨励金」を支給して 1 取得した支が自い 2 できれば取得したほうが自い	<u>'</u> #9。
	1 取得した方が良い 2 できれば取得したほうが良い 3 取得しない方が良い 4 その他(	)
	T COLL	
	<u>「3 取得しない方が良い」理由</u> は何ですか。該当するものを <u>全て</u> 選んでください。	
	1 代替職員を雇用する余裕がない 2 業務が忙しい 3 取得すると本人の収入が下が	á
	└── 4 他の職員の負担が増える	
	5 その他(	)
問 18		<u>(ださい</u>
	1 上司から取得を促す 2 育児休業取得についてチラシ等を配布	
	3 育児休業制度について説明会を実施 4 県や国の助成制度を活用	
	5 研修会や意見交換会を実施 6 育児休業の有給化 7 事業主や役員などが取得	
	7 事業主や役員などが取得         8 その他(	)
	9 取り組んでいない	
	S AND MILLOUNT PROPERTY OF THE	
問 1	男性の育児休業の取得を促進するために、どのような行政施策があれば良いと思いますか。該当す	<b>ろものを</b>
	全て選んでください。	_
	1 制度の周知 2 事業主に対する講習会の開催	
	3 事業主に対する助成制度(財政的支援)の拡充 4 男性従業員に対する助成制度(財政的支援)の拡充	
	5 表彰制度の創設	
	6 その他 (	)
(3) 蒼	児休業以外の支援制度について	
問 20	仕事と育児を両立するため、育児休業以外の独自の制度がありますか。該当するものを全て選んでく	ださい。
	(法定のものは除きますが、休暇日数の上乗せをしている場合等は含みます。)	
	1 ない	
	1 764	
	2 法定制度の上乗せ措置あり	
	ア 短時間勤務制度の上乗せ (内容:	)
	イ 所定外労働の免除の上乗せ(内容:	)
	ウ 子の看護休暇の上乗せ (内容:	)
	3 その他の独自の制度	
	ア事業所内保育施設	
	イ 保育料・ベビーシッター利用料等に対する助成	
	ウ 始業・終業時間の繰上げ又は繰下げ(時差出勤制度)	
	エー半日単位,時間単位等の休暇制度	
	オ フレックスタイム制度	
	カー転動時の配慮	
	よった字勘数判庫	

問 15 <u>育児休業制度導入のメリットは何ですか。主なものを二つまで</u>選んでください。

4 従業員の会社への忠誠心が高まる

7 生産性の向上

1 結婚・出産による退職者が減少する 2 会社のイメージアップ 3 従業員の勤続年数が延びる

5 入社希望者が増える

8 仕事の効率の向上

6 仕事内容の見直しができる

9 出生率の向上(将来の労働力確保)

コ その他(\_\_\_\_\_\_

ク テレワーク, サテライトオフィスなど, 在宅以外の勤務場所の設定

ケ 出産・育児を理由に退職した人の再雇用制度

(4) 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主には「一般事業主行動計画」を策定、一般へ公表、 従業員へ周知し、その旨を都道府県労働局へ届け出ることが義務付けられ、常時雇用する労働者が 100 人以下の事業主は努力義務

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の仕事と家庭の両立を支 援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などの取組を行うために、計画期間・目標・その目標を達成するための対策と対策の実施時期を定めるものです。

問 21	「一般事業主行動計画」	のことを知って	いますか。
I	以于未上门郑可邑」	ツーしさかりく	U ' <b>o</b> n 7 // ' o

知っている 詳しくは知らないが、聞いたことはある 1 知らない

問22 貴社では、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ましたか。

- 2 検討中 1 策定・届出済 策定・届出予定(平成年月頃) 3
- 策定することが困難 5 策定する必要性を感じていない 6 検討していない
- 問23 問22で「1 策定・届出済」又は「2 策定・届出予定」と回答された方にお尋ねします。 「一般事業主行動計画」を策定し取組を行うことにより、既に効果がありましたか。また、どのよう な効果を期待されますか。該当するものを<u>全て</u>選んでください。
  - 1 企業のイメージアップ
- 2 優秀な人材の確保・定着
- 3 職場の活性化による労働意欲の向上
- 4 働き方の見直しによる業務の効率化

- 5 企業収益の増
- 業績のアップ,生産性の向上(既に効果があった場合,具体的に記入してください:

問24 広島県独自の取組として、一般事業主行動計画を策定して、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を登録す る制度を設けています。また,平成27年度から,仕事と家庭だけでなく,仕事と介護との両立についても登録 できるようになりました。登録企業には登録証を交付するとともに、県のホームページ等でその取組内容等を 広く紹介しています。

登録企業は、登録マークを企業のホームページや名刺・会社案内などに使用することができ、求人募集や就職ガイダンスで両立 支援への取組姿勢を示すことで、優秀な人材の確保や企業のイメージアップを図ることができます。

更に、広島県の建設工事入札参加資格審査において、登録企業が加点評価される、低利融資が受けられるといったメリットもあ ります。

(1)この登録制度に、今年度から介護についても登録できるようになったことを知っていますか。

1 知っている 2 詳しくは知らないが、聞いたことはある

(2) 県の登録制度に応募されますか。

> 1 既に登録している 登録を希望する 3 検討する しない

仕事と家庭の両立支援 広島県登録マーク

- 問 25 広島県独自の取組として、「育メン休暇応援制度」(男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣 言した企業を登録する制度)を設けています。登録企業には登録証を交付するとともに、取組内容を県のホー ムページ及び県広報媒体を活用して広く紹介しています。
  - この登録制度を知っていますか。

2 詳しくは知らないが、聞いたことはある 3 知らない

県の登録制度に応募されますか。 (2)

> 1 既に登録している 2 登録を希望する 3 検討する しない

問 26 広島県では、「一般事業主行動計画」の策定や取組についてのアドバイス、各種制度や助成金等の情報提供 を行っています。

また、企業などに出向いての相談や、電話・ファクス・電子メールによる相談にも応じています。 このサービスの利用を希望されますか。

2 希望しない

※「希望する」と回答された事業所には、関係資料を送付します。

## 仕事と介護の両立

平成 21年6月に育児・介護休業法が改正(平成 22年6月施行)され,平成 24年7月1日からは常時 100人以下の労働者を雇用 する事業主についても適用対象となっています。 【仕事と介護の両立支援の概要〔改正後〕】

- 介護休業(対象家族1人につき93日まで)
- 勤務時間短縮等の措置(介護休業とあわせて93日まで)
- 介護休暇(家族1人につき年5日まで。対象者が2人以上であれば年10日まで)

28 平成24年4 ましたか。	月1日から平	成 27 年 3 月 3	1日まで(過	去3年間)に	二、従業員で介	護を理由に退	職した人間
	<b>基職者</b>	<u>人</u> )	2 いない				
29 平成 24 年 4 かどうかの実績	態や、どのよう						
	終担当部署等の のアンケート	D面談 2 5	直属の上司に従業員へのヒ	よる面談等 アリング調査 	3 自己F 6 特にオ	申告等 P握していない 	
介護休業につい 10 貴社では,『		▶誰休業の他に	独白の介語	<b>*休</b> ***********************************	上垂升描器笑)	がありますか	
1 ある	2 ない		, <u>Ж</u>	《外来师及《J	上水已旧巨寸/	13.03.7 & 3.13	0
〇 給与	・支給状況 : フ	7 94 日〜6 か月 7 有給(一部3 7 無給(雇用作	支給を含む)		未満 ウ	•	
た,介護休業者 「・ 対象家族	が実際に取得 …配偶者・父母及	成 27 年 3 月 3 した期間(法定 が子・配偶者の分 には身体上若しく)	<b>の期間も含む</b> 公母・従業員が同	<b>;)はどのくら</b> 間居し、かつ、挟	<b>いですか</b> 。 養している祖父母	1, 兄弟姉妹及び3	系
区分	取得者数(人)	うち取得期間が 1週間未満	1週間以上 1か月未満	1 か月~ 93 日以下	94日~ 6か月未満	6か月~ 1年未満	1年以上
男性		1 /전[月]/[八四]	1 1/2 / 1/1/11  4	30 HW I	0.19 기기에岬	1 17/(1)	
女性							
1 利用率か 3 休業中・ 5 制度利用	ばい 復職後の能力網 目者が復職した後	展題は何ですか 生持が困難 その代替要員の処 い(負担内容:	2 4 L遇 6	<b>のを全て選</b> を 復職率が低い 代替要員の確保 他の従業員のst	呆が困難		
8 その他	(						
介護休業以外の 3 仕事と介護る い。(法定のも 1 ない	を両立するため					るものを <u>全て</u>	選んでくた
ア介護体	Eの上乗せ措置あ ○暇の上乗せ ]勤務制度の上乗						
イ 半日単 ウ エ 転勤 ま オ カ テ 介護 を	終業時間の繰」 約4位,時間単位等 クスタイム制度 みの配慮 の移制度 フーク,サテライ	で * トオフィスなと - 人の再雇用制度	ざ,在宅以外の E	勤務場所の設定			

**-** 6 **-**

問27 貴社では、改正育児・介護休業法に基づく介護休業等などの仕事と介護の両立支援の制度について、労働協

1 明文化している 2 していない

約、就業規則等に明文化していますか。

# 問34 企業における仕事と介護の両立支援として重要と考えられるものは何ですか。該当するものを全て選んでく ださい。

- 1 介護休業制度や介護休暇等に関する法定の制度の整備(就業規則への明記など)
- 2 法定以外の制度等、介護との両立のための働き方に関する取組の充実
- 3 介護に直面した従業員を対象に仕事と介護の両立に関する情報提供
- 4 介護に直面しているか否かを問わず、全従業員又は一定年齢層以上の従業員に対して、仕事と介護の両立に関す る情報提供
- 5 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握やニーズ把握
- 6 介護に関する相談窓口や相談担当者の設置
- 介護の課題がある従業員に対して、経済的な支援
- 8 制度を利用しやすい職場づくり

#### 4 仕事と家庭の両立

# 問35 仕事と家庭を両立するためには、何が重要と考えますか。主なものを<u>三つまで</u>選んでください。

- 1 年次有給休暇を取得しやすくすること
- 2 時間外勤務を少なくすること
- 3 育児・介護、家事等を家族が分担すること
- 4 短時間勤務制度を取得しやすくすること
- 5 出勤時間・退社時間が柔軟に変更できる制度(フレックスタイム制度)を導入すること
- 6 育児・介護休業制度を利用しやすくすること
- 7 子どもの看護休暇,介護のための休暇を取得しやすくすること
- 職場の管理・監督者や同僚が配慮、協力すること 9 保育施設や介護施設の整備、サービスの充実

# 問36 企業が仕事と家庭を両立するための取組を実施するに当たって、問題点・課題としてどのようなものがある と考えますか。主なものを<u>三つまで</u>選んでください。

- 1 具体的な取組方法が分からない
- 2 管理職や従業員の固定的な性別役割分担意識の改革をすることが難しい

- 3 人員管理が難しい 4 コストが増加する 5 人事考課が難しい
- 6 問題点や課題はない

# Ⅳ 働き方、休み方の改革

#### 1 年次有給休暇

問37 貴社の年次有給休暇の取得状況(26年又は26年度の実績)についてお尋ねします。 それぞれの数を記入してください。

(1) 年次有給休暇付与対象者数	( 人)
------------------	------

- (2) 付与日数の合計(全労働者分。25年又は25年度からの繰越分を除く)(\_\_\_\_\_\_日)
- (3) 1年間の取得(消化)日数の合計(繰越分の取得日数も含む。半日は切上げ)( 日)

# 【回答例】

従業員が30人の場合

(全員フルタイム従業員の場合として、うち勤続年数1年が1人、3年が2人、7年以上が27人、取得日数1人当たり10.5日) (1) 30 人

- $(1 人 \times 10 日) + (2 人 \times 12 日) + (27 人 \times 20 日) = 574 日$
- (3) 10.5 日×30 人=315 日
- ※ (3)は積算した値を記入してください。

### 2 長時間労働の削減

問38 貴社の直近1か月当たりの平均的な残業は何時間ですか。

0~19 時間 2 20~39 時間 3 40~59 時間 4 60~79 時間 5 80 時間以上

# 問39 貴社で導入されている残業を削減するための取組を<u>全て</u>選んでください。

- 1 取組は行っていない 2 残業禁止日の設定
- 3 入退時間と申請時間の管理

- 4 上司からの声掛け
- 5 業務時間外の会議の禁止
- 6 会議の時間や回数の制限

- 7 残業の事前申請,承認の徹底
- 8 事務所等の強制消灯
- 9 時間コストの意識の徹底

10 その他(

## Ⅴ ハラスメント対策

1 セクシュアルハラスメント

問 40 貴社では、セクシュアルハラスメント対策を講じていますか。

講じている
 講じていない

# 「1 講じている」対策は何ですか。該当するものを全て選んでください。

- 1 就業規則等による方針の明文化 2 社内報やパンフレット等広報啓発資料の作成・配布
- 3 行為者に対する懲戒処分の明文化 4 相談窓口の設置 5 研修会の開催
- 6 相談があった場合の迅速かつ適切な対応 7 事実関係が判明した場合の適切な措置の実施
- 8 再発防止措置の徹底(行為者への迅速な指導・研修・処分、被害者のフォロー等)
- 9 相談者・行為者等のプライバシーの保護
- 10 相談や事実関係の確認協力を理由に不利益取扱いを行わないことを定めて周知
- 11 トップから職場のセクシュアルハラスメントをなくすというメッセージを発信

#### 2 パワーハラスメント

# 問 41 貴社では、パワーハラスメント対策を講じていますか。

講じている
 講じていない

# <u>「1 講じている」対策は何</u>ですか。該当するものを<u>全て</u>選んでください。

- 1就業規則等による方針の明文化2社内報やパンフレット等広報啓発資料の作成・配布3行為者に対する懲戒処分の明文化4相談窓口の設置5研修会の開催

- 6 相談があった場合の迅速かつ適切な対応 7 事実関係が判明した場合の適切な措置の実施 8 再発防止措置の徹底(行為者への迅速な指導・研修・処分、被害者のフォロー等)
- 9 相談者・行為者等のプライバシーの保護
- 10 相談や事実関係の確認協力を理由に不利益取扱いを行わないことを定めて周知
- 11 トップから職場のパワーハラスメントをなくすというメッセージを発信

#### 3 マタニティハラスメント

## 問 42 貴社では、マタニティハラスメント対策を講じていますか。

講じている 2 講じていない

# <u>「1 講じている」対策</u>は何ですか。該当するものを<u>全て</u>選んでください。

- 1 就業規則等による方針の明文化 2 社内報やパンフレット等広報啓発資料の作成・配布
- 3 行為者に対する懲戒処分の明文化 4 相談窓口の設置 5 研修会の開催
- 6 相談があった場合の迅速かつ適切な対応
- 7 事実関係が判明した場合の適切な措置の実施
- 8 再発防止措置の徹底(行為者への迅速な指導・研修・処分、被害者のフォロー等)
- 9 相談者・行為者等のプライバシーの保護
- 10 相談や事実関係の確認協力を理由に不利益取扱いを行わないことを定めて周知
- 11 トップから職場のマタニティハラスメントをなくすというメッセージを発信

### VI 雇用

#### 1 障害者

#### 問 43 障害者を雇用していますか。

1 雇用している 2 雇用していない

### 問44 問43で「2 障害者を雇用していない」と回答された方にお尋ねします。

- (1) 障害者雇用を進める上での課題は何であると考えますか。該当するものを全て選んでください。
  - 1 障害特性について理解不足で不安 2 適当な業務がない
  - 3 勤務時間への配慮が難しい
- 4 業務遂行援助者・相談員等の配置が困難
- 5 体調不良時の対応に不安
- 6 社員の理解不足
- 7 設備・施設・機器の改善コスト

- 8 その他(\_\_\_\_\_\_\_ (2) 障害者雇用に関する相談支援機関(障害者就業・生活支援センター等)の存在を知っていますか。
  - 1 知っている
- 2 知らない

2 高平 間 45	
12, 10	1 正社員(
	65歳以上の高年齢者の雇用をより積極的に促進するために必要だと考えることは何ですか。主なものを <u>二つ</u> ま <u>で</u> 選んでください。
	1 賃金体系等の見直し2 短日・短時間勤務等の導入3 高年齢者の意識啓発4 健康・モチベーションの維持管理5 高年齢者に適した仕事の整理6 特になし7 その他(
	- :者 - 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(過去 1 年間)に若年者の雇用実績がありますか。該当す 3 ものを全て選び、人数を記入してください。
	(1) 新卒者(既卒3年以内の者を含む)         1 正社員(
	(2) 既卒3年を経過した40代前半までの求職者         1 正社員(
	問 48 問 47 で 「(2) 既卒 3 年を経過した 40 代前半までの求職者の雇用実績(1~3)がある」と回答された方にお尋ねします。
	新卒以外の若年者を雇用した理由について、該当するもの全て選んでください。1 新卒者では充足できなかった2 年度中途の欠員補充3 業務量の増加4 即戦力の確保5 その他(
	問 49 問 47 で <u>「(1) 新卒者の雇用実績(1~3) がある」又は「(2) 既卒3年を経過した40 代前半までの</u> <u>求職者の雇用実績(1~3) がある」と回答された方</u> にお尋ねします。 定着状況について、該当するものを選び、人数を記入してください。 (1) 新卒者(既卒3年以内の者を含む)
	1 現在も雇用している (
問 50	1 現在も雇用している (
	イ 本人の希望を活かした配置       2 企業内訓練       3 自己啓発に関する支援制度         4 仕事と家庭の両立支援       5 賃金水準の引上げ       6 残業削減         7 休日のとりやすさ       8 福利厚生の充実       9 作業環境の改善         10 雰囲気の改善       11 上司によるフォローアップ体制       12 メンタルヘルス対策         13 その他(
	新卒の採用選考活動の時期が変更された(H26年度:4月1日~→H27年度:8月1日~)ことへの対応策としてどのようなことを実施しますか。該当するものを全て選んでください。  1 特にない 2 面接を行う時期を8月以降にした 3 「企業ガイダンス」の趣旨を変更した(「企業ガイダンス」では、面接を行わず、説明のみを行うようにした等)
	4 インターンシップを実施する(予定を含む) 5 その他(
	・ 生生等のインターンシップ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(過去 1 年間)の大学生等(大学,短大,高等専門学校の

1 ある 2 ない

	問 53 問 52 で <u>「2 インターンシップ受け入れ実績がない」と回答された方</u> にお尋ねします。
	(1) 受け入れについてどのようにお考えですか。
	1 今後受け入れたい 2 受入れを検討中である
	3 過去に受け入れたが現在止めている 4 受け入れるつもりがない
	(2) 現在受け入れていない理由について,該当するものを <u>全て</u> 選んでください。
	1 社内の受入体制が整わない 2 必要性を感じない (採用予定がない等)
	3 受入プログラム作成が困難
	4 その他 (
問 54	これまでに大学生等のインターンシップ参加者を採用した実績はありますか。
	1 ある 2 ない
	正規社員の処遇改善等
[日] 33	貴社で実施している非正規社員の処遇改善等の取組について、該当するものを <u>全て</u> 選んでください。
	1 正社員への転換 (短時間正社員への移行を含む)
	2 派遣社員の自社社員への採用
	3 キャリアアップ(自己啓発支援、社内教育訓練 等)
	4 正社員との格差是正(賃金,一時金,退職金,健康管理,福利厚生 等) 5 社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大
	5 社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大   6 その他(
	7 特にない
	問 56 問 55 で <u>「1,2に〇」をされた方</u> は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(過去 1 年間)
	の、非正規社員の処遇改善等の取組の実績についてお答えください。
	(1) 正社員への転換 (短時間正社員への移行を含む)
	1 ある (人) 2 ない
	(2) 派遣社員の自社社員への採用
	1 ある ( 人) 2 ない
	1 00 0 (
VII 行	f政への要望
問 57	今後、働きやすい環境を整備するためには、どのような行政施策があればよいと考えますか。五つまで選ん
	ー する、働きですい環境を歪偏するためには、このような自政心衆がのればないと考えよすが。 <u>エラよく</u> 医ルでください。
	1 育児・介護休業制度の充実
	2 保育所, 学童保育の充実
	3 ファミリー・サポート・センター(地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児
	や介護について助け合う会員組織)の設置・充実
	4 介護施設等介護サービスの充実
	5 男女平等な雇用・労働条件の確保のための啓発強化
	6 職業指導・職業訓練の充実
	7 完全週休2日制の普及啓発
	8 労働者を対象とした相談体制の整備
	9 社員の定着率向上のためのアドバイザー等の派遣
	· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·
	10 若者の職場定着に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施
	10 若者の職場定着に向けた,事業主等を対象とした講習会の実施 11 障害者の職場定着に向けた,事業主等を対象とした講習会の実施
	11 障害者の職場定着に向けた,事業主等を対象とした講習会の実施
	<ul><li>11 障害者の職場定着に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施</li><li>12 高年齢者の継続雇用に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施</li></ul>

16 雇用や労働に関する情報の提供

19 その他(\_\_\_\_\_

17 事業主に対する助成制度(財政的支援)の拡充 18 労働者に対する助成制度(財政的支援)の拡充

> ~~~~~ 御協力ありがとうございました ~~~~~ 【6月19日(金) までに御提出ください】